

「指定認知症対応型共同生活介護」
「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」
入居契約書・重要事項説明書

社会福祉法人 北筑前福社会
津 屋 崎 園 グ ル ー プ ホ ー ム 座 々

「指定認知症対応型共同生活介護」 利用契約書

「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」 利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人北筑前福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者が津屋崎園グループ座々における居室及び共用施設を使用し生活するとともに、事業者から提供される認知症・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（目 的）

- 第 1 条 事業者は、介護保険法及び関係法令並びにこの契約に基づき、契約者に対し、共同生活住居において家庭的な環境のもとで、契約者がその役割を持って日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、契約者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会の意見に従って、介護サービスを提供します。
- 3 契約者は、事業者から介護サービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙「重要事項説明書」の内容説明書の記載に従い、利用料の自己負担分を支払います。

（契約期間と更新）

- 第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の 2 週間前までに、契約者から書面による更新しない旨の申出がない限り、事業者は、契約者の本契約と同一内容で更新する意思が確認されたときは、本契約は同条第 3 項の満了日まで更新されたものとし、以降も同様とします。
- 3 前 2 項の契約期間満了日以前に要介護認定の有効期間が更新または変更された場合は、更新または変更後の要介護認定の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 4 事業者は、契約者から更新しない旨の意思が表示されたときは、他の事業所の情報を提供する等必要な措置を取ります。

（共同生活住居の概要）

- 第 3 条 事業者は、介護保険法第 70 条第 1 項の規定に基づき、福津市長から認知症・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受けています。共同生活住居の概要および職員体制は別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

(利用基準)

第4条 次の各号に該当する方は、グループホームの利用が可能です。

- ①要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態であること
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③自傷他害の恐れがないこと
- ④常時、医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業の運営方針に賛同できること
- ⑥福津市に住民票のあること

(介護計画の作成)

第5条 事業者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議のうえ、援助の目標及びその目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を、速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更することができます。
- 3 契約者は、事業者に対しいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があったときは、事業者は、明らかに変更の必要がないとき、または契約者の不利益となるときを除き、契約者の希望に沿うように介護計画を変更します。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、または変更したときは、契約者とその家族に対し計画の内容を説明します。

(介護サービスの提供)

第6条 事業者は、介護計画に基づき、次項以下の介護サービス（その内容は「重要事項説明書」のとおり）を提供します。また、事業者は、契約者及びその家族に対し本条の介護サービスの提供方法等について説明をします。

- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。契約者は、食事の用意、その他の家事等について事業者と共同して行うよう努めます。が、事業者は、食事の用意、その他の家事等を行うことを契約者に強要しません。
 - ①入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介助及びその他日常生活の世話
 - ②役所に対する手続の代行及びその他社会生活上の便宜の提供
 - ③専門的な知識・経験を要しない機能回復訓練
 - ④医師の往診の手配及びその他療養上の世話
 - ⑤看護師による健康管理及び医療連携
 - ⑥日常生活の相談及び援助
- 3 事業者は、次の介護保険給付対象外サービスを提供します。事業者はその提供にあたり、契約者及びその家族に対しサービスの内容及び費用について説明し、同意を得なければならないものとします。

- ①食事の提供
- ②居室の提供
- ③光熱水等の提供
- ④理美容及びクリーニングの提供
- ⑤レクリエーション及び外食の提供
- ⑥日用生活用品の提供
- ⑦排泄用品の提供

(身体拘束及び虐待の禁止)

第 7 条 事業者は、契約者及び他の入居者等の生命及びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他、契約者の行動を制限しません。

(介護計画作成前のサービス)

第 8 条 事業者は、契約者に対し第 5 条の介護計画が作成される前であっても、契約者のために適切な共同生活介護サービスの提供をします。

(運営推進会議等)

第 9 条 運営推進会議は、利用者、市職員及び地域の代表者等に対し、提供している介護サービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれた介護サービス事業所とすることでその質の確保を図ることを目的として設置します。また、事業者は契約者の家族との連携を図るとともに、契約者とその家族の交流の機会を確保するよう努めます。

(金銭等の管理)

第 10 条 事業者は、契約者の日常生活に必要な金銭の保管管理について契約者と別途契約を締結した場合を除き、原則として契約者の現金、預貯金及びその他の財産の管理運用を行いません。

(利用料の支払い)

第 11 条 契約者は、事業者に対し、介護計画に基づき、事業者が提供する介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払わなければなりません。

- 2 事業者は、契約者が事業者を支払うべき介護サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、契約者に代わって市町村より支払いを受けます。(以下「法定代理受領サービス」という。)
- 3 事業者は、第 1 項及び第 2 項に定める利用料金を 1 ヶ月ごとに計算し、請求書を送付します。請求書には、契約者が利用した介護サービスごとに利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を記載します。
- 4 契約者は、利用料金を翌月の末日までに、事業者の指定する方法で支払

うものとしてします。

- 5 事業者は、契約者から利用料等の支払いを受けたときは、契約者に対し領収証を発行します。領収証には、事業者が提供した介護サービスごとに介護保険給付対象と対象外の区別及び利用金額の内訳を記載します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 12 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した場合において、契約者から利用料の支払いを受けたときは、契約者に対し介護サービス提供証明書を交付します。介護サービス提供証明書には提供した介護保険給付対象の介護サービスの種類、内容、利用単位及び費用等を記載します。

(介護サービスの記録)

第 13 条 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書を提供完了日から 5 年間保存しなければなりません。

- 2 契約者またはその家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。また、事業者は複写に要する実費を契約者に請求することができます。

(契約の終了)

第 14 条 契約者が、次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

- ①介護状態区分が変更され、自立（非該当）又は要支援 1 と認定された場合
- ②死亡した場合
- ③本契約第 15 条により解除した場合
- ④本契約第 16 条により解除された場合
- ⑤共同生活住居を離れて（入院を含む）1 ヶ月を経過すると見込まれる場合、又は、1 ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転した場合
- ⑥他の介護保険施設へ入所することとなった場合
- ⑦所在が 2 週間以上不明になった場合

(契約者の契約解除)

第 15 条 契約者は、事業者に対し、2 週間前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 契約者は、事業者が次の事由に該当した場合には、直ちに、この契約を解除することができます。
 - ①正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②守秘義務に違反した場合
 - ③介護保険関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

(事業者の契約解除)

第 16 条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合は、契約者に対し、2 週間前までに告知することにより、この契約を解除することができます。

- ① 契約締結時に、その心身の状況、病歴及び成年後見人の存否等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ① 利用料、その他事業者を支払うべき費用を1か月以上滞納し、さらに催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
- ② 当共同生活住居を損傷する行為を反復した場合
- ③ 入院治療が必要となる等、事業者が自ら介護サービスを提供することが困難となった場合
- ④ 他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、又は他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をした場合

(退去時の援助および費用負担)

第17条 契約者が、当共同生活住居を退去するときは、事業者は退去後の契約者の生活環境及び介護の継続性に配慮し、契約者及びその家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供及び保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

- 2 契約者の退去までに契約者の生活に要した費用等の実費は、契約者の負担とします。
- 3 事業者は、契約代理人から依頼があった場合等（社会通念上適正と考えられる場合）において、本契約終了後に契約者の残置物その他の処理を行う必要がある場合には、整理できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺ができるものとします。
- 4 契約者は、居室を明け渡す場合について、契約者の利用した居室の補修等を要する場合には、その補修に要する費用を負担しなければならないものとします。

(精 算)

第18条 事業者は、この契約が終了した場合で、契約者から既に受領している利用料等に係る介護サービスのうち未給付の部分があるときは、契約者に対し未給付部分に相当する利用料等を速やかに返還します。

(損害賠償)

第19条 事業者は、介護サービスの提供に当たり、契約者の生命・身体・財産に損害を生じさせた場合は、契約者に対し、速やかに、その損害を賠償します。ただし、損害の発生が不可抗力によるときは、事業者は賠償の責めを負わないものとし、契約者の過失による場合は、過失の割合により賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 契約者は、契約者の故意または過失により居室または備品に通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合は、その費用を負担しなければなりません。

(医療機関等との連携)

第 20 条 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、契約者による利用状況等を把握するよう努めます。

- 2 事業者は、契約者の疾病負傷等に備え、適時に診断、治療、その他の必要な措置が受けられるよう協力医療機関を定めます。
- 3 事業者は、サービス提供体制の確保および夜間における救急時の対応のために看護師を 1 名以上配置し、別紙「重要事項説明書」記載の施設と連携・支援体制をとっています。

(契約代理人)

第 21 条 契約者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使及び義務の履行に支障をきたす場合がありますので、予め契約代理人を定めておくこととします。

- 2 契約代理人とは、契約者の主たる介護を行っている者、生活全般の支援を任されている者、契約者の代わりに判断を行う者、連帯保証人及び身元引受人の責務履行が可能な者を指します。
- 3 連帯保証人及び身元引受人とは、契約者の残置物や利用料等滞納などの本契約から生じる利用者の債務を負担する者、及び身元を引き受ける者としてします。契約終了後 2 週間以内の残置物の引き取り、及び 1 か月以内の債務返還を履行するものとします。ただし、特段の事情がある場合は速やかに事業所に連絡し、事業所が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延長することがあります。また、再三にわたる督促にもかかわらず債務の履行が行われない場合は法的手段等により解決を図るものとします。
- 4 前項の負担は、極度額 300 万円を限度とします。
- 5 契約代理人から請求があったときは、事業者は契約代理人に対し、遅滞なく利用者に関する必要な情報を提供いたします。
- 6 契約代理人は、次の各号の責任も負います。
 - ① 契約者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者協力すること
 - ② この契約が終了した場合、適切な移転先の確保等について事業者協力すること
 - ③ 契約者が死亡した場合の遺体及び遺品の引き受け、その他の必要な措置をすること

(秘密保持)

第 22 条 事業者及びその従業員は、正当な理由がある場合を除き、契約者に対する介護サービスの提供に際して知り得た甲及びその家族の秘密を他に漏らすことは禁じています。

- 2 事業者は、その従業員が業務上知り得た契約者又はその家族並びに身

元引受人の秘密を、退職後、漏らすことがないように必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、契約者又はその家族の情報を第三者に提供する場合は、事前に文書で同意を得ることとします。

(苦情処理)

第 23 条 契約者またはその家族並びに身元引受人は、提供された介護サービスに疑問や苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせや苦情申立てをすることができます。

その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 契約者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、契約者またはその家族並びに身元引受人が苦情申し立てを行った場合、これを理由として契約者に、いかなる不利益・差別待遇もいたしません。

(成年後見人制度の利用)

第 24 条 契約者及び契約代理人が成年後見制度や地域福祉権利擁護援助事業等を利用される場合は、必ず事業者に申し出るものとします。

(合意管轄)

第 25 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟を提起する場合は、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

(契約の定めのない事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項について疑義がある場合は、介護保険法その他法令の定めを尊重し、事業者と契約者又はその家族並びに契約代理人が協議して解決するものとします。

「認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

「介護予防認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

事業者は契約者に対する介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第173条8項に基づいて、当事業者が契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続出来るようにすることを目指すものです。必要な連絡調整その他の便宜の供与を行うとともに、介護保険法の基本理念に基づき、お客様である利用者の自己実現にむけて最大限の支援活動を行います。

(2) 運営方針

グループホーム（要介護（予防）者であって認知症である高齢者が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を、自らもしくは職員と共同して行う集合住居）で生活する高齢者に対し、日常生活における専門的援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、精神的に安定し、くつろいだ雰囲気の中で有意義な人生が送れるように致します。また、認知症の方々の福祉増進・医療協働を推進すると共に、高齢者の生活の質の向上を図ることを目指します。地域において多くの方と繋がって開かれた施設を目指します。

2 事業者の名称等

事業者の名称	社会福祉法人 北筑前福祉会
法人所在地	福岡県宗像市用山471番地5
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 高山 勲
電話番号	0940-38-3910
FAX 番号	0940-38-3920

3 利用施設の名称等

施設の名称	津屋崎園グループホーム座々
施設の所在地	福岡県福津市奴山1205番地1号
管理者	山下 亜樹子 小原 哲也
電話・FAX番号	(電話) 0940-52-0098 (FAX) 0940-52-0214

4 利用施設で実施する事業

事業の種類	福津市の事業所指定		定員
	指定年月日	指定番号	
認知症対応型 共同生活介護	平成 15 年 4 月 1 日	福岡県 第 4074600109 号	18 人
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	平成 18 年 4 月 1 日	福岡県 第 407600109 号	

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	面積	1, 395 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造り地上2階建
	延べ床面積	791.94 m ²

(2) 居室

居室の種類	居室数	1室あたりの面積
全室個室 (トイレ・洗面台付)	18室	13 m ²

(3) 主な共同設備

設備の種類	室数等	面積
食堂兼リビング	2室	53.76 m ² 以上/1室
機械浴・脱衣室	1室	21.835 m ² /1室
個浴室	2室	10.063 m ² /1室
車椅子トイレ	9室	5.55 m ² /1室

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人数	事業所の指定基準 (1日あたり)
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	2		2			1.0	1
介護職員	16	7	5	3		12.28	6以上
計画作成担当者	2		2				2以上

看護職員	2		1		1	1.0		1
------	---	--	---	--	---	-----	--	---

7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制 (4週8体制です)
管 理 者	山下 亜樹子 小原 哲也
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・早出 (7:30～16:30) ・遅出 (10:00～19:00) ・日勤 (9:00～18:00) ・夜勤 (16:30～翌 9:30) は、原則として職員 1 名あたり利用者 3 名のお世話をします。 非常勤職員は別勤務体制です。 19:00～翌 7:30 までは、原則として夜勤者 2 名で利用者のお世話をします。
看護職員	山崎裕加里 石谷美由紀
計画作成 担当者	山下亜樹子 郷原絵奈

8 サービスの内容

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は出来るだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・食事の用意は、出来るだけ利用者と職員で共同して行うよう努めます。 (食事時間) ・朝食 8:00～ ・昼食 11:35～ ・夕食 17:30～
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週 3 回以上の入浴または清拭を行います。 ・毎日の入浴も可能です。
離床、着替 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりを防止するため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツの交換は、週 1 回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を通して利用者に適した生活リハビリ訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理 (緊急時の 対応)	緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に連絡を取ります。 (協力医療機関) 病院名： 津屋崎中央病院 診療科：内科・循環器科・呼吸器科 診察日：月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 看護師 1 名を配置し、24 時間の連絡体制をとり対応します。 (協力歯科医療機関) 病院名： 中島歯科医院 診察日：月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時

相談及び 援助	<p>・当施設は、入居及びその後の家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口) 管理者 山下 亜樹子 小原 哲也</p>
------------	--

9 サービス利用料金

(1) 法定給付費 《一日当たり》

利用者の介護度と サービスの利用料 1日あたり	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位
30日あたり	22,470 円	22,590 円	23,640 円	24,360 円	24,840 円	25,350 円

☆ 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

☆ 初期加算 利用者が入居した当初には、施設での生活に慣れていただくまでに様々な支援を必要とすることから、初期加算として入居日から 30 日に限って下記の利用料金が加算されます。(30 日を超える入院後の再入居の場合も同じです)

初期加算 《一日当たり》 **30 単位 (円) /日**

☆ 利用者の入退院支援の取組み

認知症の人は入退院による環境変化が、認知症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすいため、入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取り組みが評価されます。

ア 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1 ヶ月に 6 日を限度として下記の利用料金が加算されます。

入居者の入退院支援の取組み 《1 日当たり》 **246 単位 (円) /日 (1 ヶ月に 6 日限度)**

度)

イ 医療機関に 1 ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算が算定されます。

☆ 退居時情報提供加算 利用者が医療機関へ退所した際に生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合は 1 回に限り加算されます。

退居時情報提供加算 《一回限り》 **250 単位 (円) /回**

☆ 医療連携体制加算 看護師を 1 名配置し、入居者が安心した生活ができるよう 24 時間連絡可能な体制をとるとともに、健康管理・医療連携体制を強化していることから、下記の利用料金が加算されます。但し、要支援 2 の利用者には加算されません。

医療連携体制加算 《一日当たり》 **47 単位 (円) /日**

※指針の内容等は【別紙 1】参照

☆ サービス提供体制加算 直接処遇職員の総数のうち介護福祉士が 6 割以上配置されていることで、サービス提供体制加算として下記の利用料金が加算されます。

サービス提供体制加算 《一日当たり》 **18 単位 (円) /日**

☆ 科学的介護推進体制加算 定期的に利用者の基本情報・心身機能の状態等を厚生労働省へ科学的介護システムを用いて報告し、得られた情報を介護計画に反映させていることから加算されます。《一ヶ月につき》 **40 単位 (円) / 月**

☆ 介護職員処遇改善加算 1ヶ月の**総単位数に 18.6%**を掛けた金額が加算されます。

注) 厚生労働省で定める介護報酬額のうち本人負担分 (1割、2割または3割)

(2) 法定給付費以外のサービス分等

種 類	利用者負担金
居室費 (光熱水費等含む)	1,950 円 / 1 日当たり
食費 (おやつ代含む)	朝食 255 円 ・昼食 600 円 ・ 夕食 510 円 計 1,420 円
寝具類等クリーニング代 (諸経費代含む)	400 円 / 1 日当たり
理容・美容サービス	要した費用の実費
おむつ代	要した費用の実費
日用消耗品費	要した費用の実費
医療費	各医療機関に要した費用の実費
交通費	受診・買物・外出等の交通費は 実費を頂く事があります

注) 居室費については、滞在、不在に係わらず料金を頂きます

(3) 補修費 100,000円 (入居時)

※退居時に居室の補修費に使用し、残金は返還いたします。

(4) 利用料金の変更

① サービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の変化その他やむを得ない事由があった場合、事業所は契約者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

② 契約者は変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(5) 入居者負担金のお支払い方法

事業所は、当月の入居者負担金の明細を付して、翌月 15 日までに入居者に請求し、口座振替を基本とし、口座振替の手続きができていない場合は、翌月末日までに当事業所まで持参してお支払い頂くか、下記の指定口座にお振込み頂きます。

【指定金融機関】 (手数料は利用者負担となります。)

福岡銀行	福岡支店	普通預金	971617
(口座名義)	社会福祉法人	北筑前福祉会	
	津屋崎園グループホーム座々		
	理事長	高山 勲	

1.0 領収書の発行

事業所は、利用料を現金での支払いを受けた時は、その場で領収書を発行します。
振込みでの支払いの時は、翌月請求書を送付の際、領収書を添付いたします。

1.1 事故発生時の対応方法について

入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市・入居者家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況・経過記録・原因分析・再発防止の為の取り組みを行います。また、入居者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	特別養護老人ホーム津屋崎園と協力し、非常時の相互応援を約束しています。			
消防設備	設備の名称	個数等	設備の名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	なし
	非常口	4箇所	屋内消火器	6箇所
	自動火災通報装置	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ警報機	あり	非常用電源	なし
消防計画	消防署への届出日 : 平成21年4月1日 防火管理者 : 小原哲也			

1.3 衛生管理等

- (1) 入居者の使用する施設・食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めると共に、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症予防及び蔓延防止の為の指針を整備しています
- ③ 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を実施します。

1.4 緊急時における対応方法

- (1) 介護予防・認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に、入居者に病状の急変その他必要時は、速やかに主治医及び家族への連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 主治医との連絡および支持が得られない場合、予め事業所が定めた協力医療機関へ連絡すると共に受診等の適切な処置を講じます。

1.5 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害発生時において、入居者に対する指定介護予防・認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施する為、及び非常時体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修・訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画変更を行います。

1.6 相談窓口・苦情対応

☆サービスなどに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当施設相談室	窓口担当者 : 管理者 山下 亜樹子 小原 哲也 ご利用時間 : 毎日 9:00～18:00 ご利用方法 : 電話 0940-72-1170 FAX 0940-72-1180
--------	--

☆公的機関においても、次の機関において苦情の申し出が出来ます

福岡県 国民健康保険団体連合会	所在地 : 福岡県博多区吉塚本町1-3-47 対応時間 : 平日 8:30～17:00 電話 : 092-642-7800 FAX : 092-642-7852 (総務部)
福津市役所高齢者 サービス課	所在地 : 福津市中央1-1-1 対応時間 : 平日 8:30～17:00 電話 : 0940-43-8191 FAX : 0940-34-3881
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会	所在地 : 福岡県春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター (クローバープラザ内) 対応時間 : 平日 9:00～17:00 電話 : 092-915-3511 FAX : 092-584-3790

17 損害賠償責任保険の加入状況

保険会社名		あいおい損害保険株式会社	
保険内容		第三者賠償責任補償	
補償内容		補償限度額	1型
賠償責任	対人・対物共通	対人 1名／1事故 対物 1事故	5,000万円／5億 500万円
	人格権侵害	1事故・期間中	500万円
	管理財物 うち管理現金窃盗	1事故・期間中	100万円
	*保険の給付は保険会社の事故の判断によります。		

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施年月日	令和6年3月25日
評価機関の名称	株式会社アーバン・マトリックス
評価結果の開示状況	ワムネット地域密着型サービス外部評価情報に開示

19 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会時間 9:00～18:00 ・ 訪問者は、面会時間を遵守して下さい。 ・ 訪問される際、食物のお持込は申し出て下さい。 ・ 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。
外泊・外出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。 ・ 食事が不要な場合は、6日前までにお申し出下さい。
居室・設備の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 ・ これに反した利用により破損などが生じた場合は、賠償していただくことがあります。
居室の明け渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本契約が終了する場合において、契約者はすでに実施されたサービスに対する料金支払い義務および上記に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡していただきます。 ・ もし、契約終了までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金を当施設に支払っていただきます。

喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ・ 飲酒は職員の管理のもと以外ではお断りします。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所持品は個人の管理となりますので、貴重品の持ち込みは、なるべくご遠慮願います。(責任は負えません)
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内へのペットのお持込みおよび飼育は、原則としてお断りいたします。
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動は一切お断りします。
居室間 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居後に症状等の変化や環境の問題が発生した場合は、居室の移動を行うことがあります。

【別紙1】

津屋崎園グループホーム座々における医療連携体制加算に係わる指針

津屋崎園グループホーム座々における医療連携

1 入居者に対する日常的な健康管理

- ① 看護師は入居者の日常の健康状態を把握するとともに、介護職員への指示・指導を行います。
- ② 介護職員は看護師からの指示・指導を受け、日常的な健康管理を行います。

2 急性期における医師や医療機関との連携体制

- ① 入居者の体調の急変などが発生した場合には、看護師が24時間対応し、状況に応じて協力医療機関・主治医へ連絡をして速やかに適切な対応をします。
- ② 入居者が体調の急変などにより入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には速やかにご家族に連絡を行います。
また、入居者・ご家族が医療機関への入院を希望する場合には、速やかに医療機関への入院を調整します。

協力医療機関	津屋崎中央病院	内科・循環器・呼吸器科
救急対応病院	蜂須賀病院	整形・脳神経外科
	宗像水光会病院	全ての疾患
	宗像医師会病院	全ての疾患
	福岡東医療センター	全ての疾患

※上記以外にもご家族希望の医療機関あり

3 入院期間中におけるグループホームの居室費や食費の取り扱い

入居者にお支払いしていただく利用者負担金のうち、入院期間中は居室費（1,950円/日）のみお支払いしていただきます。

4 グループホームにおける重度化に関する指針

入居者が重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等について入居者の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行っていきます。対応するうえで、入居者・ご家族と話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら主治医・協力医療機関と連携をとって対応します。

- ① 入居者のありのままを受け入れ、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を確保し、「生活の質」が最高のものとなるよう努めます。
- ② できる限りグループホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療処置が発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ずグループホームでの生活の継続が困難となった場合は、入居者・ご家族への説明、同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

5 記録の整備

上記の業務に関する記録を入居者個人別にグループホーム内に保管します。

7 職員の資質向上の為の研修

緊急時の対応や看護師不在時の利用者観察等の研修を行い、職員の資質向上を行います。

【別紙2】

『津屋崎園グループホーム座々』ご入居の皆様の個人情報の利用目的

1. ご入居の皆様への介護サービス提供
 - ◇『津屋崎園グループホーム座々』での介護サービスの提供
 - ◇ご利用の皆様にご自宅サービスを提供する他のサービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、及び照会に対する回答
 - ◇他の病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションとの連携
 - ◇ご家族等への病状説明
 - ◇その他、ご家族の皆様への介護サービス提供に関する利用
 - ・ ご入居の皆様の氏名入りの作品、行事等参加時の写真等の掲示
 - ・ ご入居の皆様の写真等をパンフレットやアルバム、おたよりへの記載
 - ・ ホームページ、公式 LINE、SNS 等への写真の掲載
 - ・ ご家族、お身内の面会・電話の取次ぎ、お問い合わせの対応
 - ・ 地域交流のため、ボランティア等の受け入れや学校・保育所等との交流
2. 介護保険請求のための事務
 - ◇『津屋崎園グループホーム座々』での介護保険に関する事務及びその委託
 - ◇国保連合会への介護保険報酬請求の提出
 - ◇国保連合会及び保険者からの照会への回答
 - ◇公費負担に関する行政機関等からの照会への回答
 - ◇その他、介護保険、公費負担に関する介護給付費請求のための利用
3. 『津屋崎園グループホーム座々』の管理運営業務
 - ◇会計・経理
 - ◇事故・苦情等の報告
 - ◇『津屋崎園グループホーム座々』ご入居の皆様のサービス向上
 - ◇その他、『津屋崎園グループホーム座々』の管理運営業務に関する利用
4. 賠償責任保険等に係る、保険会社等への相談又は届出等
5. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
6. 『津屋崎園グループホーム座々』での施設内において行われる介護・看護等の実習への協力
7. 介護の質の向上を目的とした『津屋崎園グループホーム座々』、『北筑前福祉会』、『施設外部』での研修
8. 外部監査機関への情報提供
9. 施設見学者等への公開
10. 北筑前福祉会の発行する広告を目的としない機関紙

※上記のうち、他の介護保険事業者、医療機関等への情報提供等や介護サービスの提供等について同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し付けください。

※これらの申し出は、後からいつでも撤回・変更をすることが可能です。

【別紙 3】

証書等保管について

下記の証書、金銭等の管理及びその出納事務については津屋崎園グループホーム座々で保管することとします。但し、保管については任意とし、家族又は身元引受人が保管した方がよい場合（手続き等がある場合など）は除きます。

1. 介護保険被保険者証
2. 介護保険負担割合証
3. 後期高齢者医療被保険者証
4. その他必要に応じた証書
5. 補修費(100,000 円)

【別紙4】

津屋崎園グループホーム座々 身体拘束等行動制限についての取扱要領

1 目的

津屋崎園グループホーム座々は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第4項の「サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に図り、「拘束をしない介護」を目指します。

2 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体拘束及び対応的拘束を言います。

(1) 身体拘束とは、入居者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。

- 安全ベルト・紐等を使用し、車イスに固定すること
- 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
- ベッド柵を4本使用し、ベッドから降りられないようにすること
- 介護服を使用し、着脱の自由を制限すること
- ミトン型手袋等をはずせないように、手首を固定すること
- 日常生活を営むのに必要な居室等の入口をふさぎ、自由に出入りが出来ないようにすること
- 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること

(2) 対応的拘束とは、入居者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。

- 入居者に威圧的な言動、対応をすること
- 入居者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと

3 日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、

- 入居者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る
- 点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ
- オムツを外しての不潔行為を防ぐ
- 他の利用者への暴力行為を防ぐ

等が言われてきました。しかし、「拘束」され、制限された生活の中で入居者の活動性は確実に低下し、廃用症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「転倒もできない、作られた寝たきり状態」を作り出していきます。入居者が人間らしく活動的に生活するために、

- (1) 入居者の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- (2) 入居者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。
- (3) 入居者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

4 入居者及び家族等への説明

- (1) 入居者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入居の依頼があった場合は、入居者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指します。
- (2) 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、入居者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

5 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、入居者本人またはその他の入居者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、入居者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

6 「身体拘束」を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

- (1) 第一に他の代替策を検討します。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに管理者の判断を仰ぎます。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに、所長・ケアワーカー・看護師・ケアマネジャー・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成します。
- (6) 実施にあたっては、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成します。

7 「身体拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- (2) 入居者の見守りを強化し、入居者本人や他の入居者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- (3) 「身体拘束」を行っている期間中は、記録用紙にて状況の記録を作成します。
- (4) 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

8 記録等

「身体拘束」を行う際は記録を作成し、入居者との契約終了後2年間保管します。

- (1) 「身体を拘束し行動制限」を行っているとき、及び「身体拘束」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のけがや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作

成します。

- (2) 入居者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求め
ることができます。

9 「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の設置

事業所内に、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置します。

- (1) 原則として3月に1回開催します。
- (2) ホーム内の日常的ケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行われて
いるか検討します。
- (3) 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われてい
るか確認します。
- (4) 事例をもとに、代替え策の検討を行い、入居者のサービスの向上に努めます。
- (5) 入居者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、入居者の安全
を守る」ために、職員に対しての研修を行っていきます。

津屋崎園グループホーム座々 高齢者虐待防止についての取扱要領

1 基本的な考え方

北筑前福祉会津屋崎園グループホーム座々は(以下「事業所」という。)は、入居者の権利擁護のため、高齢者虐待(以下「虐待」という。)を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、入居者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

2 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、次のとおりとする。

- (1) 養護者又は職員による高齢者虐待 — 養護者又は職員が入居者に対して行う次に掲げる行為とする。
 - 1) 身体的虐待 — 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えるまたは正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。
 - 2) 介護・世話の放棄・放任 — 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を著しく怠ること。
 - 3) 心理的虐待 — 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 4) 性的虐待 — 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
 - 5) 経済的虐待 — 養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 苦情解決及び虐待防止検討委員会の設置について

事業所は、苦情解決・虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的に次の通り苦情解決及び虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)設置する。

4 職員研修について

- (1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、入居者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次の通り開催する。
 - 1) 新入職員への研修の実施
 - 2) 定期的な研修の実施(年1回以上)

5 虐待が発生した場合の対応について

- (1) 入居者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告をうけたときは、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 虐待が発生した場合(疑いを含む。)には、速やかに市町村に報告する
- (3) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し再発防止策の検討またはその効果の評価、経過記録の保管を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努める。

6 虐待に関する相談・報告体制について

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待受付担当者(以下「担当者」という。)を置き、次の通り対応する。

- (1) 職員が家族・他職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 管理者は、担当者からの報告等により虐待の事実(疑いを含む。)を把握した場合は速やかに市町村または、地域包括支援センターに報告する。
- (3) 管理者は、発見時の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (4) 事業所は、検討した再発防止策を職員に周知する。

7 成年後見制度の利用支援について

事業所は、入居者またはその家族に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて担当の地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口適切につなげ、成年後見制度の利用を支援します。

8 苦情解決方法について

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次の通り対応する。

- (1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。
- (2) 管理者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

9 その他虐待防止の推進について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 職員が養護者による虐待を発見した場合または担当者が養護者による虐待に関する相談若しくは報告を受けた場合の対応は、本指針を準用し、適切に対応することとする。
- (3) 事業者は、虐待が発生した場合に早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
 - 1) 入居者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
 - 2) 虐待の証拠の有無に関わらず、虐待が疑われる場合には担当の地域包括支援センターに通報を行う。
 - 3) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けることが無いよう発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。
 - 4) 本指針に定めのない事項については、委員会にて協議する。

津屋崎園グループホーム座々契約書・重要事項説明書について

1. 「指定認知症対応型共同生活介護」利用契約書
「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」利用契約書
2. 「認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書
「介護予防認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書
3. 【別紙1】津屋崎園グループホーム座々における医療連携体制加算に係わる指針
4. 【別紙2】『津屋崎園グループホーム座々』ご入居の皆様の個人情報の利用目的
5. 【別紙3】証書等保管について
6. 【別紙4】津屋崎園グループ座々身体拘束等行動制限についての取扱要領
7. 【別紙5】津屋崎園グループ座々虐待防止についての取扱要領

説明日：令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき上記の内容について説明を行いました。

＜事業者＞	事業者住所	福岡県福津市奴山 1205-1	
	事業者名	津屋崎園グループホーム座々	
	所長	山下 亜樹子	印
＜説明者＞	所属	津屋崎園グループホーム座々	
	役職		
	氏名		印

この契約の証として本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日
入居日 令和 年 月 日

[契約者]

私は、重要事項の説明を受け、この契約の定めるところに従い、貴事業所においてサービスを利用することを申し込みます。

住 所

氏 名 _____ 印

電 話 (_____) _____

[契約者代理人]

私は、下記の理由により、上記署名を契約者に代わって行いました。

理由 (_____)

私は、契約者の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名 _____ 印

続柄

電 話 (_____) _____

[身元引受人]

私は、身元引受人の責任について理解しました。

住 所

氏 名 _____ 印

契約者との続柄

電 話 (_____) _____